

介護保険事業者 各位

草加市介護保険課長

緊急事態宣言延長に伴うサービス提供の継続について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和2年（2020年）5月4日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長が発表されたところです。

各事業所においては、引き続き新型コロナウイルス感染防止の徹底を図った上で、介護を必要とする方々のため、介護サービス提供を継続いただきますようお願いいたします。

通所介護事業所においては、送迎時等の対応にも十分ご留意いただきますよう併せてお願いするとともに、活用が可能な人員基準上及び介護報酬上の特例について、厚生労働省より分かりやすいリーフレットが示されたので添付いたします。

- ・別添1：「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）
- ・別添2：「介護サービス事業所によるサービス継続について」（令和2年4月24日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）
- ・別添3：「リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について」（令和2年4月28日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

（お問い合わせ先）

草加市健康福祉部 介護保険課 計画・指導係

電 話 048-922-1032

F A X 048-922-3279

メール kaigohoken@city.soka.saitama.jp